

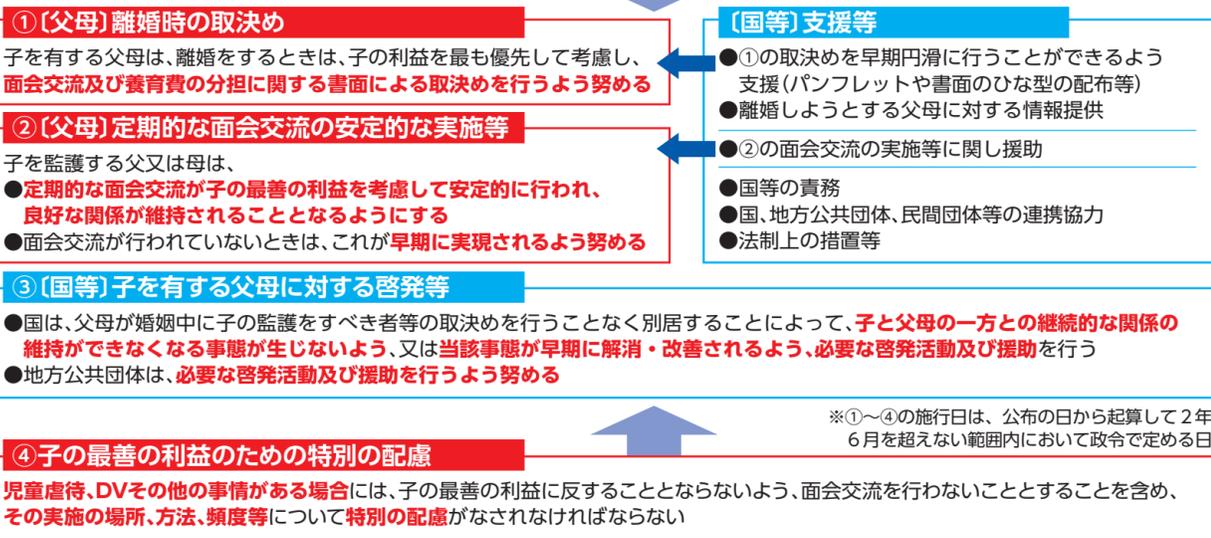
2 親子断絶防止法 父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案

2016.12/13 親子断絶防止議員連盟・総会(会長:保岡興治、幹事長:漆原良夫、事務局長:馳浩)において決定!!

基本理念

- (1) 父母の離婚等の後も子が父母と親子としての継続的な関係を持つことについては、
 - 原則として子の最善の利益に資するものである ●父母がその実現についての責任を有するという基本的認識の下に、その実現が図られなければならない
- (2) 子と父母との継続的な関係の維持等に当たっては、
 - 子の意思を表明する機会を確保するよう努め、その意思を考慮しなければならない
 - 父母が相互に相手の人格を尊重しつつ豊かな愛情をもって子に接し、いやしくも子の健全な成長及び人格が阻害されることのないようにしなければならない
- (3) 子と父母との継続的な関係の維持等の促進に当たっては、
 - 児童虐待防止法及びDV防止法の趣旨に反することとならないよう留意しなければならない

メモ	
両親が離婚した未成年者の人数(単年度) ※平成22年厚労省調べ	252,617人
家裁への面会交流申立件数(新受) ※平成25年裁判所調べ	10,762件 10年前の3倍!



検討等

- 面会交流の円滑適切な実施のための支援を行う民間団体に対する支援、人材の育成、面会交流や養育費に関する調査研究の推進等、地方公共団体に対する援助(ガイドラインの作成等)
- ①～④の円滑な実施を確保するため、公布後2年以内に、充実した面会交流を実現するための制度及び体制の在り方、調査体制の充実その他の特別の配慮の在り方について検討
- 離婚後の共同親権制度の導入、離婚等に伴う子の居所の指定の在り方、子と祖父母等との面会交流の在り方、養育費の確保等の適切な養育の確保のための支援の在り方について検討

7 日本語教育推進基本法

超党派の日本語教育推進議員連盟
(会長:河村建夫、会長代行:中川正春、事務局長:馳浩)

立法
作業中

- 国内外での人材育成や教材開発や戦略的な日本語教育の位置付けなどの基盤整備を図る必要がある。
- 文化庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、外務省、法務省、国際交流基金など複数省庁にまたがる日本語教育に横串を刺し、連携を進める。
- 日本で働く外国人労働者に、一定の生活言語と学習言語の修得を促す機会を提供し、安定した生活の保障をする基盤とする。
- 「言語は文化でもあり、グローバル化が急速に進む中、外国人に日本文化を理解してもらうため、日本語を戦略的なツールとして国際的に普及させる。中国が進める孔子学院を見習うべきである。

6 アンチ・ドーピング対策法

超党派のスポーツ議員連盟
(会長:麻生太郎、事務局長:馳浩)

立法
作業中

- スポーツ基本法で明文化されたアンチドーピング対策を具現化するため、2019ラグビーW杯・2020オリパラ東京大会をグリーンでフェアな大会にするためにも立法化が必要。
- 安倍総理とトーマス・バッハ/NIOC会長との間で、アンチ・ドーピング対策を総合的に進めることを確認しており、いわば国際協約。
- スポーツにおけるドーピング防止対象は国民全般だが、検査対象は、オリパラ大会や世界選手権や全日本選手権大会などトップアスリートに限定する。
- ドーピング検査員やシャペロン(検査補助員)の育成、ドーピングの研究体制の整備など必要な財政、法制措置を法定化。
- ドーピング防止のための政府関係機関の連携や、国際機関との情報共有など必要な措置を法定化し、実効性のある法律とする。しかし、スポーツの自主性に配慮。

5 LGBT理解増進法

超党派のLGBTに関する課題を
考える議員連盟(会長:馳浩)

試案
検討中

- レズビアン、ゲイ、バイセクシャルなどの同性愛者やトランスジェンダー(性同一性障害)の社会的立場や個人の立場を理解し、生きやすい社会の構築に貢献。
- セクシャルオリエンテーション(性的指向)や、ジェンダーアイデンティティ(性的自認)への理解を社会のあらゆる場面で求める。
- とりわけ、学校教育や職場や行政における現場の理解と配慮を求める。
- IOCや2020オリパラ東京大会組織委の倫理規定にも、LGBTに対する差別禁止規定は盛り込まれている。
- 渋谷区や世田谷区など自治体が独自に条例で先行規定しており、上位法である法律に、定義などを含めて指針が示されることが求められている。

4 幼児教育推進法

自民党の幼児教育議員連盟
(会長:中曽根弘文、事務局長:馳浩)

国会
提出済
野党と
交渉中

- 幼児教育の無償化に向けて、その理念と施策が立法化されていることが必須。
- まずは幼児教育の重要性を強調し、その為の質の向上が国策として必要であることを法定。
- 質の向上には教職員の養成、研修、障がい児支援も含めて適切な定数配置、処遇改善が必須。国や自治体の責務なども明文化。
- 幼児教育が提供される主な施設は学校教育法第1条に規定されている幼稚園だが、もちろん保育所も認定こども園も幼児教育は提供されており、この法律によって明確に法定化。
- 幼児教育における保護者の責任を明文化し、家庭における幼児教育も施策対象に。

1 給付型奨学金制度

独立行政法人
日本学生支援機構法改正案

文科大臣時代に創設を明言した国民注視の法案

趣旨

意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により高等教育への進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、給付型奨学金制度の創設に係る所要の措置を講ずる。

〈学資の支給〉[第3条、第13条、第17条の2及び第17条の3]

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の目的及び業務として「学資の支給」を位置づける。
- (2) 機構は、特に優れた学生等であって経済的に極めて修学に困難があると認定された者に対して学資の支給を行う。他方で、学生の学業が著しく不良となった等の場合には、学資支給金を返還させることができることとする。

概要

〈学資支給基金の創設〉[第23条の2及び第23条の3]

- (3) 学資の支給に係る業務等に要する費用に充てるため、「学資支給基金」を設け、当該基金を充てる業務について区分経理を行うこととする。

〔参考〕支給の対象、金額、規模について(予定)

(対象となる要件)

- 支給対象となる学校種は、大学(学部)、短期大学、高等専門学校、専門学校
- 支給対象者は、住民税非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たしている者

(支給額)

- 国立・公立に自宅から通学する者・・・月額2万円 ← 平成30年度進学者から支給
 - 国立・公立に自宅外又は私立に自宅から通学する者・・・月額3万円
 - 私立に自宅外から通学する者・・・月額4万円
 - 社会的養護が必要な学生等(児童養護施設退所者等)については、上記の該当する額 ← 平成29年度進学者から支給
- ※社会的養護が必要な学生等には、加えて、24万円を入学時に支給。

(対象規模)

本格実施となる平成30年度以降は1学年あたり約2万人を想定(一部先行的に実施する平成29年度においては、約2,800人が見込まれている)

3 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正

- 障害に応じた特別の指導(通級による指導)のための基礎定数の新設(児童生徒13人に1人)
- 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設(児童生徒18人に1人)
- 初任者研修のための基礎定数の新設(初任者6人に1人)
- 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示